

就職困難な若年者の
就業支援の課題に関する研究

2008年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

まえがき

障害者職業総合センターでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、わが国における職業リハビリテーション・サービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査研究をはじめとして、さまざまな業務に取り組んでいます。

この報告は、「就職困難な若年者の就業支援の課題」について、当センターの企画部に設置した「発達障害のある若者の職業ガイダンス研究会」における検討の結果を取りまとめたものです。ここでは、まず、現代の若者が置かれている職業環境について、雇用施策にアクセスしがたい層との関連で検討しました。そのうえで、無業状態にある若者を支援する機関の現状を踏まえ、支援のあり方と課題を検討しました。また、発達障害のある当事者の支援ニーズと就労準備の課題について検討を加えました。さらに、これらを踏まえ、障害者対策と若年対策の連携の必要性やあり方等につき、提言を行いました。

この研究を進めるに際しては、調査にご協力くださったみなさまをはじめ、いろいろな方から多大なご協力を賜りました。ここに、深く感謝申し上げます。

この報告がたくさんの関係者の方々に活用され、わが国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2008年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター

研究主幹 荻部 隆

執筆担当：（執筆順）

小泉 哲雄	障害者職業総合センター	統括研究員	序、おわりに
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構	統括研究員	第1章
津富 宏	静岡県立大学国際関係学部	准教授	第2章
	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡	理事長	
東條 吉邦	茨城大学教育学部	教授	第3章

謝 辞

本研究では、ヒアリング調査に際し、職業紹介に関する行政機関、ジョブカフェ、若者サポートステーション、若者自立塾、発達障害者支援センターなど、広く関係機関のご協力をいただき、興味深い資料やご助言を得ることができました。ご協力いただいた皆様に、心から御礼申し上げます。

また、本報告書第3章の執筆にあたっては、落合みどり氏から自らの体験や相談活動の実績をもとにした貴重なご寄稿をいただき、活用することができました。厚く感謝申し上げます。

目 次

序	1
研究の問題意識	1
研究の視点	1
研究の進め方	2
第1章 若者の就業問題の現状と課題	3
1. はじめに	3
2. 若者の就業状況の変化と現状の概観	3
3. ニート問題	9
(1) ニート問題への関心と導入の経緯	9
(2) ニートの定義と増加傾向	10
(3) ニート状態の若者の特徴と増加の背景	10
(4) ニート状態と世帯収入	13
4. 日本のこれまでの若者就業支援	14
(1) 日本の若者雇用対策	14
(2) 若年無業者対策としての若者自立塾・若者サポートステーション	15
5. イギリスの若者支援政策との比較から見える問題	18
(1) イギリスの若者支援策	18
(2) 日英の比較から見る日本の政策の課題	19
引用・参考文献	20
第2章 就労支援機関における支援の課題	23
1. 若年者就労支援機関の対象者のもつ何らかの障害	23
(1) 発達障害との関連について	23
(2) 精神障害との関連について	23
(3) データが示唆すること	24
2. 障害者就労支援から、若年者就労支援への、就労支援ノウハウの移転	24
3. 就労支援対象者の処遇困難度： 内閣府調査	25
(1) 困難度の次元性	25
(2) 就労支援機関のタイプによる困難度の差	27
4. 伴走型就労支援： 就職支援から就労支援へ	28

5. 就労支援機関の課題	30
課題1 伴走型支援の制度化	30
課題2 支援対象者のアセスメント力の強化	31
課題3 就労体験先や雇用主との連携	32
課題4 支援者の力量の向上	33
課題5 ネットワークの強化	35
課題6 エビデンスに基づく支援の提供	36
6. 将来の課題： 予防こそ解決	36
付 論： 若年者就労支援機関を訪れる、障害を持つ可能性がある若者の障害の受容と対処	37
文献	41
第3章 発達障害のある若者に対する支援の課題	43
.....就労準備教育をめぐって.....	43
1. はじめに ー発達障害と特別支援教育ー	43
2. 発達障害児の後期中等教育並びに高等教育の現状と課題	46
3. 当事者本人の視点からみた就労支援と教育の課題	49
(1) 就労準備教育としての特別支援教育	50
(2) 家庭で行う就労準備教育	54
(3) 当事者にとって望ましい就労のあり方とは	56
(4) 職場環境に適応するには	58
(5) 就労をめぐる現状と問題点	60
4. おわりに	61
引用・参考文献	63
おわりに	65
1. 研究会の活動	65
(1) 若者就業支援機関の利用者に関するヒアリング調査	65
(2) 職業リハビリテーションに関する情報提供の在り方に関するヒアリング	69
2. 発達障害者の就業支援を考えるにあたっての留意事項	71
(1) 第1章から第3章で示された内容	71
(2) 発達障害者の就労支援の観点から見た課題	73

序

研究の問題意識

若者自立塾、若者サポートステーション、ジョブカフェ等の利用者の一部に発達障害者や発達障害を有すると疑われる若者がいると言われている。施設の役割や性格により、こうした事例の利用率は異なると考えられるが、若年就業施策の対象者の中の発達障害事例への対応が求められている。

近年、就業への移行が困難な若者の増加が問題とされ、就業構造の変化などの社会経済的背景要因を考慮した施策が展開されている。すなわち、この問題が若者の意識の問題で片づくのではなく、労働力需要の変化を背景とし、職業生活への移行を支えるシステムが対応できない等の状況によるとの認識のもとに、「トライアル雇用」「日本版デュアルシステム」「ジョブカフェ」などの施策が進められ、さらに若年無業者対策として「若者自立塾」「若者サポートステーション」が設置されている。これらの施策は、確かに若者を労働市場における弱者としてとらえて展開されているが、障害を持つ若者固有の問題への対応を中心課題として運用されているわけではない。

一方、障害者の雇用については、就職の困難な障害者への対策の充実が迫られており、特に発達障害については、平成 16 年の発達障害者支援法の制定を契機に様々な施策が展開されつつあるが、緒についたという段階にあり、診断・判定体制や教育環境の整備、支援者育成などはいずれも問題を抱えている。発達障害を有する若者が、自らの障害と職業の問題に十分向きあわないまま、職業への移行期を迎えていると考えられ、これらの若者の多くは、就業への移行が困難な層に属することとなる可能性が高い。

就業構造の変化などの社会経済的要因に加え、発達障害という個別事情をも併せ持った若者は、社会経済的要因に対応した一般の若者向け雇用施策にとっても、障害という特性に着目した障害者向け雇用施策にとっても、周辺的な存在となりがちである(障害者職業総合センター調査研究報告書 №71, 2007)。

また、一般に雇用施策は、雇用する側、社会の側のニーズのみならず、求職者本人のニーズにも十分対応すべきであることは当然であるが、特に、発達障害については、障害自体の社会的認知度の相対的な低さとともに、本人の障害理解や受容の課題並びに支援体制の未整備の課題等があり、求職者本人への支援の課題が明らかになりがたい現状があると考えられる。

対応策の検討にあたっては、以上の諸点に十分配慮することが求められている。

研究の視点

以上の問題意識に対応するため、次の三つの視点から分析、検討、提言を行うこととした。

1. 若者就業の現状、特にフリーター、ニート層の現状の分析、検討、現行施策の評価を行い、若者就業問題全体における本研究の問題の位置づけを明らかにする。また、このことを通じて発達障害を有する若者が現実に直面している職業環境・社会状況の特徴を考える。(第1章)
2. 多様な若年無業者を対象とした就労支援機関の現状を分析、検討し、就労支援機関の課題を明らかにする。(第2章)
3. 発達障害者に対する職業準備教育の現状と課題を分析するとともに、当事者本人の視点から見た就労支援と教育の課題を明らかにし、障害の特性に対応した就労支援や特別支援教育のあり方の検討資料を提示する。(第3章)

研究の進め方

「発達障害のある若者の職業ガイダンス研究会」を設置し、問題意識、検討の視点などを議論する。

〈発達障害のある若者の職業ガイダンス研究会委員〉

稲田 憲弘	障害者職業総合センター職業センター企画課企画係長
小泉 哲雄	障害者職業総合センター統括研究員(事務局長)
向後 礼子	障害者職業総合センター研究員
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構統括研究員
津富 宏	静岡県立大学国際関係学部准教授
東條 吉邦	茨城大学教育学部教授(主査)
望月 葉子	障害者職業総合センター主任研究員
山岡 修	JDD ネット代表
吉田 泰好	障害者職業総合センター職業センター企画課長

(五十音順、2008年3月現在)

第1章

若者の就業問題の現況と課題

第1章 若者の就業問題の現況と課題

1. はじめに

本章の課題は次の3つである。まず、第1に、わが国の若者就業の現状について、政府統計を初めとする各種のデータを基に明らかにする。第2に、そのなかで就業への移行が困難な若者層として、労働市場にも学校にも参加していない者（＝ニート層）を把握し、その実態を統計的に解明する。第3に、すでに始められている若者就業支援策がこうした移行困難層に届いているかどうか、イギリスでの若者政策展開との比較を交えて検討する。

こうした検討をとおして、以下の各章の議論が若者就業問題全体の中でのどのような位置づけにあるかを明らかにすることがここでの議論のねらいである。

2. 若者の就業状況の変化と現状の概観

景気が持続的な回復基調にある中で、若者の就業状況も全般的には改善が進んでいる。雇用状況の判断の上で最も一般的な指標といえる完全失業率の最近の状況を見ると、2003年に5.4%を記録してからは改善が進み、2006年平均では4.1%まで低下している。図1-1は完全失業率を年齢段階別に示したもののだが、15～34歳までの各年齢層でも、ここ数年の失業率の低下は明らかである。

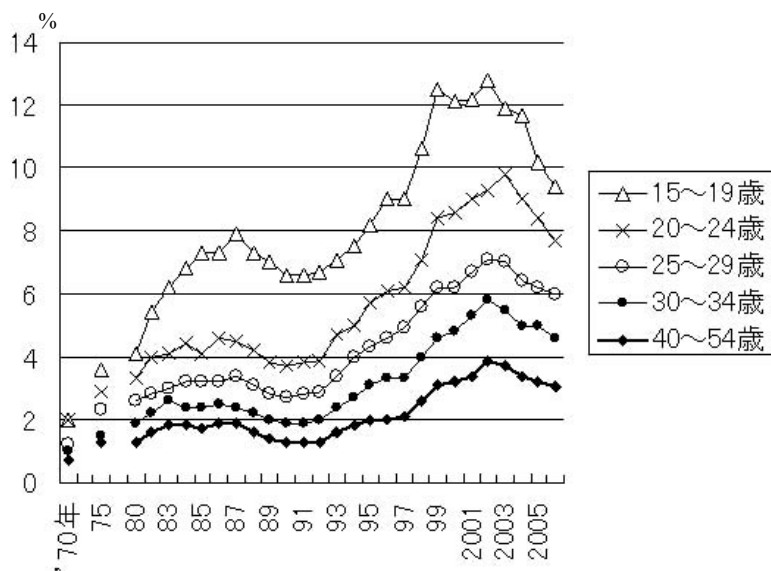


図1-1 年齢段階別完全失業率の推移

資料出所：総務省統計局（各年）「労働力調査」

注：完全失業率は、労働力人口に占める完全失業者（＝仕事を探す活動や事業を始める準備をしている者であり、かつ、まったく仕事をしていず、いつでも仕事に就ける状態である者）の比率

しかし、ここで改めて注目したいのは、壮年層（40～54歳）に比べると、若ければ若いほど失業率は高く、また、その傾向は、景気回復下でも変わらないということである。壮年層に比べれば、その2倍から3倍程度の水準であることも変わらない。

1980年代初めまでさかのぼってみると、当時は、年齢による完全失業率の差は顕著でなかった。それが、80年代半ばごろから15～19歳層の失業率が大幅に高まり、壮年層の4倍近くまで悪化し、さらに、1990年代末からは20～24歳層の失業率も上昇幅が大きくなり、それ以上の年齢層との差が大きくなった。この年齢間で大きく開いた差が、景気回復が進んでいる昨今でもおおむね維持されているということである。

90年代には、失業者の比率が高まったばかりでなく、就業している者についてもその就業形態に大きな変化が起こった。すなわち、アルバイトやパート、あるいは派遣社員、契約社員などの正社員以外の雇用形態で働く若者が著しく増えたのである。

図1-2には、15～24歳層（在学中を除く）について、雇用者（農林業を除く・役員を除く）に占めるアルバイトあるいはパートとして雇用されている者^{*1}の比率、及び、これに派遣社員や契約社員・嘱託社員などで働いている者を加えた非正社員全体の占める比率を示した。

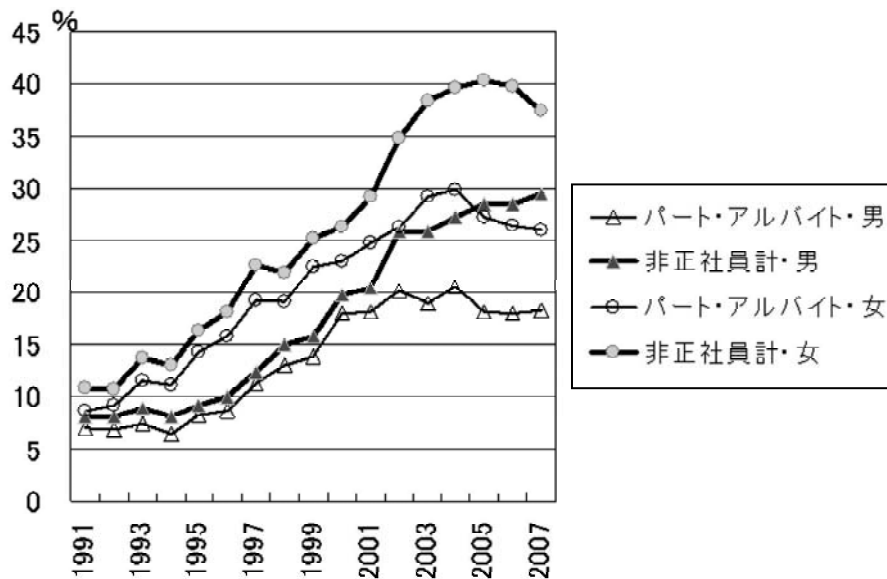


図1-2 雇用者に占める非正社員の比率（15～24歳、在学中を除く）

資料出所：総務省統計局「労働力調査特別報告」各年2月、
2002年以降は同「労働力調査詳細集計」1-3月の値による
注：非農林雇用者数（役員を除く）を100としたもの

*1 ここで用いている「労働力調査」「労働力調査特別調査」では、アルバイトやパートは勤め先での呼称による定義である。派遣社員、契約社員・嘱託も同様。

男女とも 2000 年代初めまでは、急激に増加し、非正社員比率で言えば、女性で 4 割、男性で 3 割にまで達している。男性の非正社員比率は現在でも上昇傾向にあるが、女性の場合は低下に転じている。

これらの正社員以外の働き方をしている者のうち、アルバイト・パートで働いている者がおおむね「フリーター」層に対応するといえる。「フリーター」という言葉は、20 年ほど前に作られた言葉だが^{*2}、現在では、おおむね次の定義で統計的には把握がされることが多い。すなわち、年齢 15 ～ 34 歳、在学中の者は除き、女性については未婚の者とし^{*3}、さらに①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」または「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者である。

フリーターについての量的変化は、図 1-3 に示すとおり、80 年代から増加し続けていたものが、2003 年をピークに減少に転じている。景気の拡大と後に述べる若者雇用支援政策によって、若年失業者及びフリーターの量的減少は進んでいるといえるだろう。

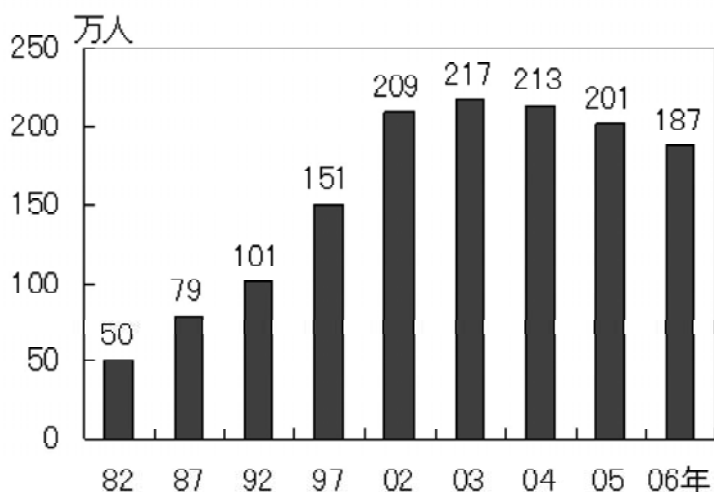


図 1-3 フリーター数の推移

資料出所：厚生労働省（2007 年）『労働経済白書』

失業状態は確かに問題だが、フリーター、あるいは、非正社員であることは何が問題か。第 1 には、仕事が限定的であるため、収入が低く、また、職業能力の蓄積が進まないと危惧されること、第 2 に非正社員から正社員に変わることが難しいこと、第 3 に、社会保障制度から抜け落ちる可能性があることなどが指摘されている。

*2 アルバイト情報誌「フロム・エー」の編集長であった道下裕史氏による。道下裕史（2001）。

*3 女性を未婚とするのは、「主婦パート」という、80 年代から正社員以外の労働者の中核をなしてきた層とは、異なる問題として把握するためである。

次の表 1-1 は、15 ～ 34 歳（在学中は除く）の雇用者の労働条件をかなりおおぐくりに見たものだが、フリーターが相対的に低賃金であることは指摘できよう。これが家族形成の障害になり少子化の一因となっているのではないかという議論もある。職業能力の蓄積については統計的には捉えにくい。

表 1-1 就業形態と労働条件（15 ～ 34 歳、在学者をのぞく）

就業形態	年間就業日数 (日)*2		週平均 就業時間 (時間)*1、 *2	年間収入(万円) *2		一時間 当たり収 入 (円)*1、 *3	正社員 との収 入格差 *4	
	全体	規則的 な者の み*1		全体	規則的 な者の み*1			
男性	フリーター	190.8	208.2	38.7	143.6	154.0	803.7	56
	派遣・契約・嘱託・ 他雇用	214.6	223.3	44.6	240.8	249.1	1118.6	78
	正規の社員	232.5	233.7	48.4	346.5	347.5	1427.6	100
女性	フリーター	196.9	207.3	34.7	122.5	128.1	751.6	62
	派遣・契約・嘱託・ 他雇用	209.8	216.8	39.1	185.5	191.3	980.2	81
	正規の社員	230.2	231.4	44.1	268.9	269.6	1217.1	100
男女計	フリーター	194.4	207.7	36.2	131.1	138.1	771.6	57
	派遣・契約・嘱託・ 他雇用	211.6	219.1	41.0	205.5	211.8	1029.4	76
	正規の社員	231.7	232.9	46.8	318.4	319.3	1351.3	100

注； *1 年間就業日数200日以上または199日以下で「だいたい規則的」な者について集計
 *2 カテゴリーデータの中央値(最大のカテゴリーでは最低値)をケースの値としたときの相加平均
 *3 「年間収入」を「週平均就業時間×52週」で除したもの
 *4 正規の社員を100としたときのフリーター、派遣社員等の一時間あたり収入

資料出所；労働政策研究研修機構(2005)「若者就業支援の現状と課題—イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から」（元データは総務省統計局「就業構造基本調査」）

また、図 1-4 には、非正社員から正社員に変わる者が減少してきたことが示されている。

さて、こうした課題のある非正社員であるが、最近の数年は、減少傾向がみえてきている。あるいは、ごく最近の報道では、いくつかの企業でアルバイトやパートからの正社員に登用する制度が導入されたことなどが伝えられている。では、こうした変化をもって若者就業問題は解決に向かっているといえるのだろうか。失業率の低下やフリーターの減少が全般的におこっているなら、解決に向かっていると考えられることができるが、何らかの特定の層がそこから抜け落ちるとしたら、問題解決に向けて更なる対応を検討すべきだろう。

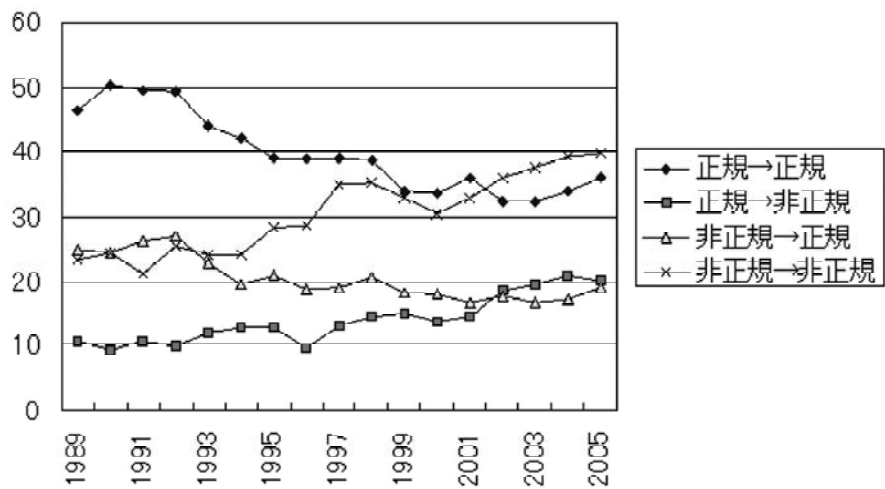


図 1-4 離職者に占める就業形態別雇用者となった者の割合(15~34 歳・在学中の者を除く)
資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

すでに図 1-1 に見たように、完全失業率についてみれば、10 歳代や 20 歳代前半は相対的に高い状況が続いている。図 1-5 には学歴別の完全失業率の推移を載せたが、より低学歴の者の失業率のほうが高い状況が続いている。低学歴層の失業率が高い傾向は多くの先進諸国に見られることで、背景には高学歴層への需要が強い先進諸国型の産業構造があると思われる。

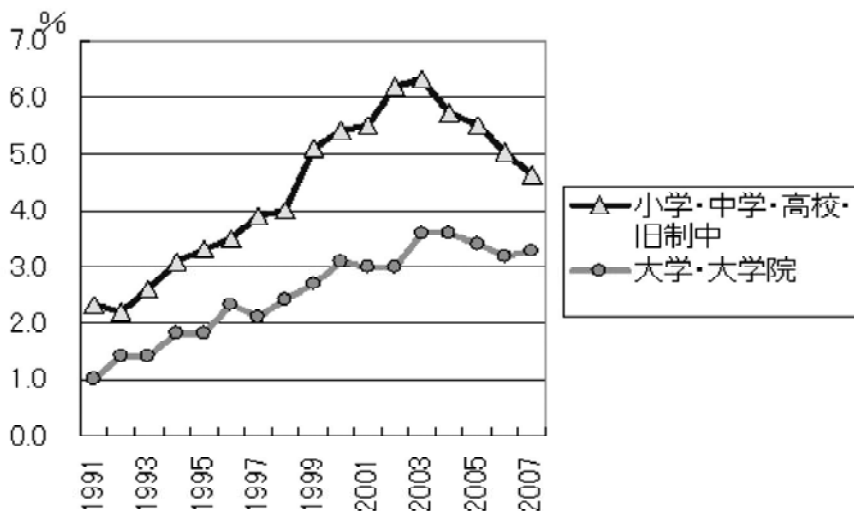


図 1-5 学歴別完全失業率の推移

資料出所：2001 年までは「労働力調査特別調査」（各年 2 月）
2002 年以降は「労働力調査」（詳細集計 1-3 月）

また、フリーターについても性別・学歴別・年齢段階別にフリーター率（フリーター率は、15～34歳、非在学で女性は未婚の者のうち、フリーターをアルバイト・パートで働いているか、無業でアルバイト・パートを希望する者とし、母数を、役員を除く雇用者に無業で就業希望のある者とした比率、「就業構造基本調査」（2002）の特別集計により作成）を計算し、表 1-2 に示した。これをみると、性別では女性、学歴別には高校卒以下の者でフリーター率は特に高く、また、10 歳代など、特に若い者ほど高い。女性で中学卒の学歴なら半数がフリーターである。

表 1-2 フリーター率の推移（性・学歴・年齢段階別）

	単位：%				
	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年
男性計	2.4	4.0	4.4	6.4	9.3
15-19才	7.8	14.8	15.7	24.4	32.0
20-24才	3.8	6.1	6.6	10.6	17.8
25-29才	1.7	2.5	3.0	4.4	7.3
30-34才	1.3	1.6	1.5	2.4	4.0
中学	4.3	9.1	12.3	15.6	21.7
高校	2.4	4.4	4.9	7.2	10.7
短大・高専・専門	2.2	3.3	3.1	5.1	7.6
大学・大学院	1.2	1.4	1.4	2.7	4.5
女性計	7.3	10.8	10.2	16.3	21.9
15-19才	6.7	14.4	15.1	29.2	43.7
20-24才	6.1	8.9	9.2	16.9	24.2
25-29才	9.6	12.1	10.2	13.6	17.7
30-34才	10.5	13.4	10.8	14.3	20.0
中学	12.9	27.2	32.1	42.4	50.2
高校	6.5	10.7	11.1	20.0	30.4
短大・高専・専門	7.3	8.2	6.9	12.1	16.0
大学・大学院	8.0	8.9	6.8	9.6	9.6

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

若年失業問題の深刻化は、多くの先進諸国が 1970 年代後半から 80 年代にかけて経験してきたことである。そこではやはり、学校教育を早い時期に離れ、職業資格を持たない若者たちが最も失業しやすい存在であったといえる。すなわち、グローバル化の進む中で、多くの先進諸国では産業構造の高度化・知識基盤社会化が進展し、相対的に学歴の高い者、専門性の高い者への需要が増す一方で、学校教育を早く離れた 10 歳代の若者などの就業機会が限定的なものとなっているのと推測される。

日本においては、90 年代初めまでは、景気の拡大もあり、新卒採用という仕組みによって 10 歳代の若者たちもスムーズに安定的な雇用へ移行を果してきた。それが景気の悪化と、雇用慣行の変化の中で、他の国々と同様に、若く、低学歴の若者を中心に学校から職業への移行の困難化が進んだのである。景気回復基調の中で、確かに失業率やフリーター数の改善は見られるものの、年齢や学歴、性別を検討しただけでも、安定的就業の機会が限られている層がいることがうかがわれる。

3. ニート問題

(1) ニート問題への関心と導入の経緯

わが国で起こっている若年者の雇用問題が先進諸国と共通の課題であるという認識のもとに若者政策を国際比較した研究に日本労働研究機構（2003）がある。そこでは、OECD（2002）から、労働市場に参加しない非活性な *inactive* 状態の若者の増加が多く先進諸国で見られており、失業問題とは異なる対応が必要だという指摘を引いている。同書では、あわせてイギリスとスウェーデンの若者政策を詳細に紹介し、その一環として、イギリスにおける NEET(= Not in Education, Employment or Training)状態の若者の増加と対策についても紹介した。

小杉・堀（2003）は、この議論から「日本型ニート」について問題提起した。すなわち、イギリスの NEETは、学校にいていず、仕事もしていず、職業訓練も受けていない状態の 10 代の若者を指す。イギリスでの議論の背景には、70 年代後半からの若者の雇用情勢の悪化と、また、80 年代から継続して採られてきた職業訓練重視政策がある。特に 88 年雇用法では、16、17 歳層を失業給付の対象からはずすとともに職業訓練の機会を保障した。すなわち、事実上職業訓練への参加を義務化する施策をとった。にもかかわらず、90 年代末の調査で、16～18 歳の若者の 9%、約 16 万人が学校にも、仕事にも、職業訓練にも入っていなかった。職業訓練が多く若者たちから忌避され、十分な効果が得られていなかったのである。

若者たちはなぜ職業訓練を受けないのか。NEET状態の若者たちの多くは貧困や複雑な家庭背景をもち、学業不振や学校でのいじめなどを経験してきた。そうした背景を持つ彼らが受けうる訓練は限定的で、彼らにはスティグマ(烙印)と感じられているという事態が調査研究を通じて明らかにされた。若者側の視点を欠いていけば、支援政策は有効に働かないという点も NEET 議論の重要な部分である。また、NEET状態になった若者は、その後も失業状態に陥ることが多く、教育訓練にもやはり参加していない。社会福祉手当の受給者になる可能性は高いし、薬物・刑法犯、ホームレス化の可能性もあることが指摘された(*Social Exclusion Unit*, 1999)。このような分析から、イギリスでは、非常に早い段階からすべての若者を対象にして包括的に移行を支援する新たな政策が展開された。

小杉・堀が提起した「日本型ニート」議論の眼目は、日本においてもこれまでの政策が効果的に働かない層がいること、その層に届く意図を持って政策を展開することが若年者雇用対策を効果的に行うためには欠かせないということにあった。そこで、その量的把握のために統計的定義を試みることになるが、当時の若者雇用政策は、自ら求職活動をする意欲を持った若者を対象にしていたため、これを踏まえて、「就業していない」「学校へ行っていない」に加えて、イギリスでの定義とは異なる「求職活動をしていない」を加えた。労働市場に参加していないということで *inactive* な状態(*OECD*, 2002)である。さらに年齢的にも日本の若年雇用政策が 30 歳代前半までを対象としてきていることから、30 歳代前半までをその範囲に含めた。一方、年齢幅を広げたことから、専業主婦層が多く入るためそれを除く必要があり、公表統計の範囲でこれを除く条件として使えるのが、家事をしていないという項目であったた

め、これを条件として加えている。

現在の日本のニートの議論では、いくつかの定義が存在するが、ここでの定義、すなわち「日本型ニート = 15 ~ 34 歳の非通学・非家事の非労働力」が下敷きとなる形で展開しており、イギリスの NEET とは異なる対象となっている。

(2) ニートの定義と増加傾向

日本におけるニートの定義には、内閣府「青年の就労に関する研究会」(2005)^{*4}や『労働経済白書』(2005)における無業者^{*5}などがあるが、推計の基になる統計は限られている。経年的変化を観察するためには、「労働力調査」(総務省)が用いられており、最新は 2006 年平均を用いて推計された 62 万人であり、2005 年までの 64 万人から減少したとされる。

また、詳しい分析には「就業構造基本調査」(総務省)が用いられることが多い。ここでは、労働政策研究・研修機構(2005)から、「就業構造基本調査」の特別集計等に基づく実態分析を紹介する。同調査は、わが国全体の就業・不就業の状況や就業行動、就業希望等についての基本的な調査であり、直近の 2002 年 10 月に行われたものは、44 万世帯の 15 歳以上の全世帯員を対象としている。5 年に 1 度の調査であり、「労働力調査」のように頻繁に行われなため、直下の事情を分析するには機動性にかけるが、対象者の諸属性の影響等を分析するには適している。なお「青年の就労に関する研究会」(2005)も同じデータを用いている。

ここでは、無業の若者のうち「求職活動をしていない者で、在学も通学もしていず、かつ、結婚していず家事もしていないもの」を「狭義のニート」とし、また、「求職活動をしていない者で、在学も通学もしておらず、かつ、結婚しておらず、家事をしている者」を「家事手伝い」として論じる。この定義でのニート数は、2002 年時点で、それぞれ 65 万人、21 万人となっている。

(3) ニート状態の若者の特徴と増加の背景

「狭義のニート」についてみると、うち 40 万人は男性で 6 割を占める。「家事手伝い」をニートに数えれば男女ほぼ同数である。年齢構成は、2002 年時点では、その 6 割が 20 代後半から 30 代前半層であった。10 年前の 1992 時点では 10 代の比率が高く、次第に高年齢層が増加する変化があった(図 1-6)。また、2002 年時点で、在学者を除く年齢別人口に対する「狭義のニート」の比率を見ると、若いほど高い傾向が明らかで、とりわけ高校在学中に当たる年齢層では、15 ~ 16 % と高かった(表 1-3)。

*4 定義は、15~34歳層で、ふだん仕事をしていない無業者で、在学も通学しておらず、かつ配偶者のいない者のうち、①求職活動をしている場合を「求職型」、②求職活動をしておらず、かつ就業希望を表明している場合を「非求職型」、③求職活動をしておらず、かつ就業希望を表明していない場合を「非希望型」とし、②と③をいわゆる「ニート」として 85 万人と推計している。

*5 定義は、15 ~ 34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない「その他」の者。日本型ニートと同じ。

この年齢層で在学していないものには高校中退者が多いと考えられるが、学校中退後、次の進路が決められない状態の者が多く含まれよう。

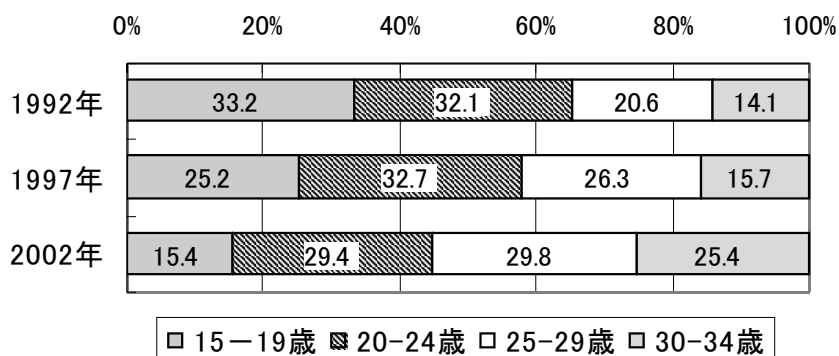


図 1-6 「狭義のニート」の年齢構成

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

表 1-3 年齢別人口（在学中を除く）に占める「狭義のニート」比率 単位：%

		15歳- 18歳5月	18歳6月- 19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳
男性	中学校卒	15.3	12.6	10.6	9.7	7.7
	高校卒	—	10.3	4.8	2.8	2.4
	短大・専門卒	—	—	1.6	1.0	1.2
	大学・大学院卒	—	—	2.3	1.2	1.0
女性	中学校卒	16.3	10.8	7.8	8.1	7.1
	高校卒	—	7.5	3.3	1.7	1.4
	短大・専門卒	—	—	1.2	0.9	0.6
	大学・大学院卒	—	—	1.9	1.6	0.5

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

次に、学歴の面から検討する。まず、2002年のデータで学歴別人口に対する比率(在学中を除く(15～34歳)をみると、学歴が低いほど高く、例えば中学卒では男性 11.9%、女性 16.2%に対して、大学・大学院卒では男性 4.8%、女性 6.8%と差は大きかった。「狭義のニート」の学歴構成では、中学卒業学歴が約3割を占め、大卒、短大・専門学校卒がそれぞれ1割、残る5割が高卒であった(図1-7)。同年齢の全体の分布に比べて、ニート層には明らかに中学卒業学歴の人が多く、ここからも高校を中途退学したケースが多く含まれていることが推測される。最近では幾分下がっているが、長い間、高校中退者は年間10万人以上の水準であった。他の高校へ編入したケースもあろうが、中退以降ニート状態になる者は少なくないと推測される。

低年齢、低学歴層が労働市場にも教育にも参加していないニート状態の者に多いことが確認されたが、こうした特徴は、先に見た若年失業者やフリーターと共通するものである。景気拡大が続いても、なかなか安定した就業機会が得られない者が、労働市場からも退出しやすいということだろう。

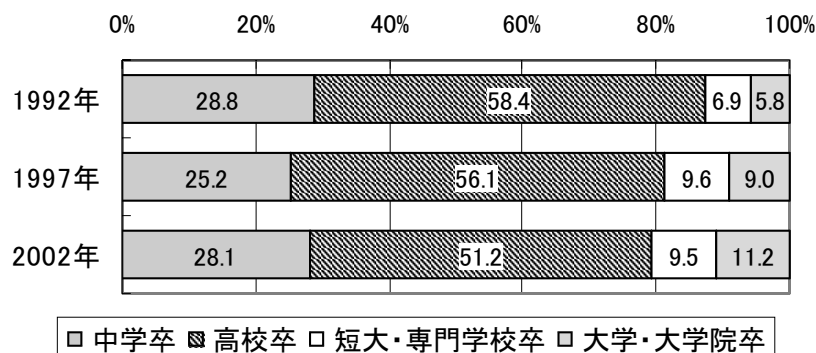


図 1-7 「狭義のニート」の学歴別構成比

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

かれらのこれまでの就業経験を見ると、2002年調査では、男性42.3%、女性の44.1%が何らかの仕事の経験があった（図 1-8）。ニート状態といっても、およそ4割程度は就業経験があるのであり、この中にはフリーターや失業者との間を行き来しているものもいるだろう。92年、97年調査では、就業経験のないものも多かった。すなわち、男性の75.0%（92年）、73.4%（97年）、女性の66.7%（92年）、63.4%（97年）が就業経験がなかった。いったん就業しながらニート状態になってしまった人が増えており、この間のニート層の増加の背景に、職場の変化もあったのではないかと考えられる。

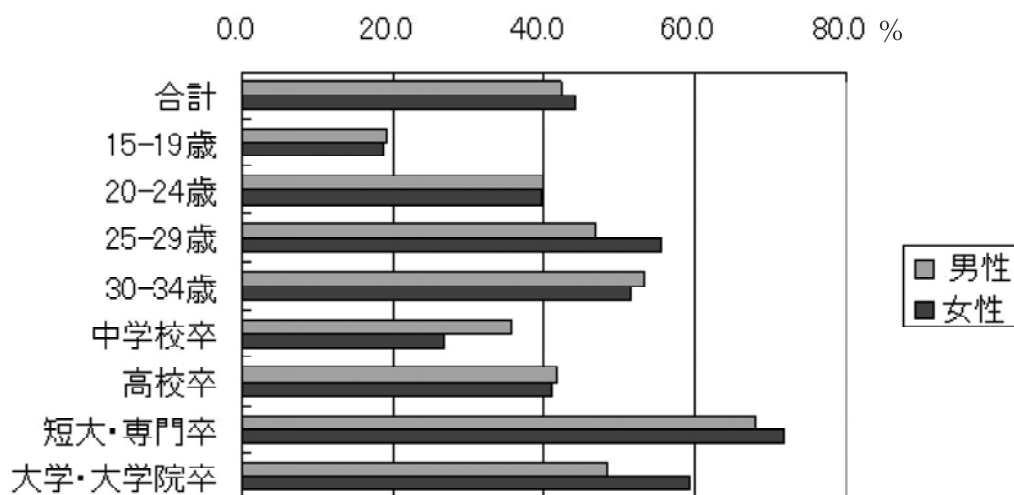


図 1-8 「狭義のニート」のうち就業経験のある者の比率

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

(4) ニート状態と世帯収入

「狭義のニート」の親子関係を見ると、7～8割が親と同居していた。本人にはほとんど収入がないから、親の家計に頼って暮らしていると思われる。では、親が豊かだから、子どもがニート化しているのだろうか。「就業構造基本調査」からは、世帯全体の年収レベルが分かるので、ニート化した子どもが同居している世帯と正社員になった子どもが同居している世帯とを比較してみた。すると、子どもが正社員である場合の世帯収入が800万円台をピークにした分布であるのに対して、子どもがニート状態である場合は、およそ300万円台がピークになっていた（図1-9）。世帯収入には子どもの収入も加算されるが、それを割り引いても、年収格差は大きい。親が豊かだからというのは当たらない。

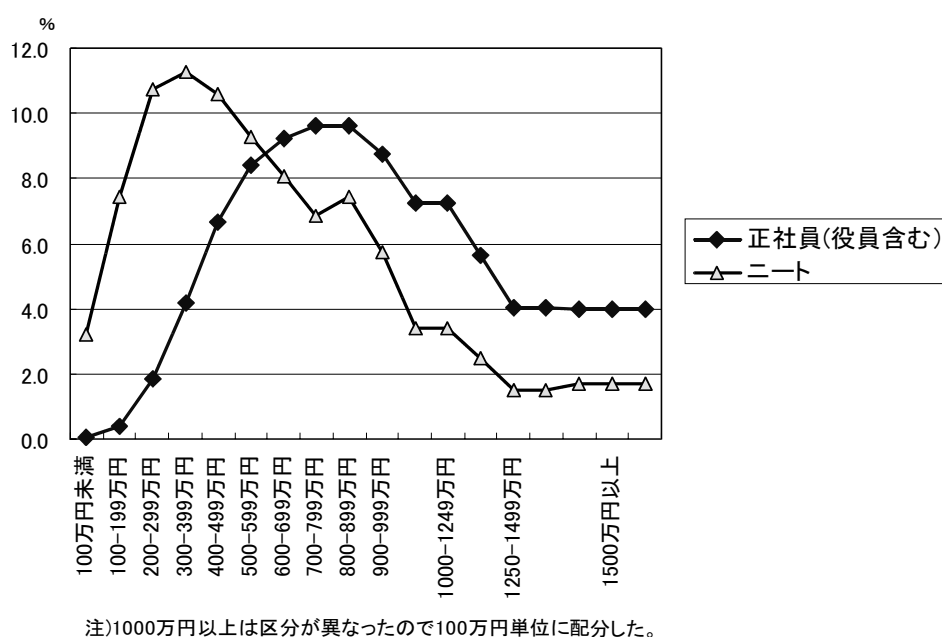


図1-9 「狭義のニート」の子どもがいる世帯と正社員の子供のいる世帯の年収分布

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

ただし、ニート状態の若者がいる世帯の収入にはばらつきが大きい。ニート化した子どもを学歴別に分けたうえで、それぞれの世帯収入を比較してみると大きく違った（図1-10）。

すなわち、中学卒学歴のニートを抱える世帯では年収200～299万円が、高校卒の場合は300～399万円がピークになっていた。年収300万未満の世帯の割合は、中学卒の場合の30%、高校卒の場合は20%を占める。これに対して、大学・大学院卒の場合は、400万円台から800万円台までに比較的多くの世帯が分布している。同じようにニート状態であるといっても、親の家計の状況は本人学歴により大きな違いがある。むしろ、親の経済力により高等教育への進学は左右され、さらに、高等教育を卒業しているか否かで労働市場での評価が異なるため、低学歴のものの方が無業化しやすいという関係が考えられる。

早い段階で学校を離れるケースでは、親世帯の貧困が背景にあることがうかがわれるが、こうした、低学歴のニート層の特徴は、イギリスでの NEET と重なるところが大きい。

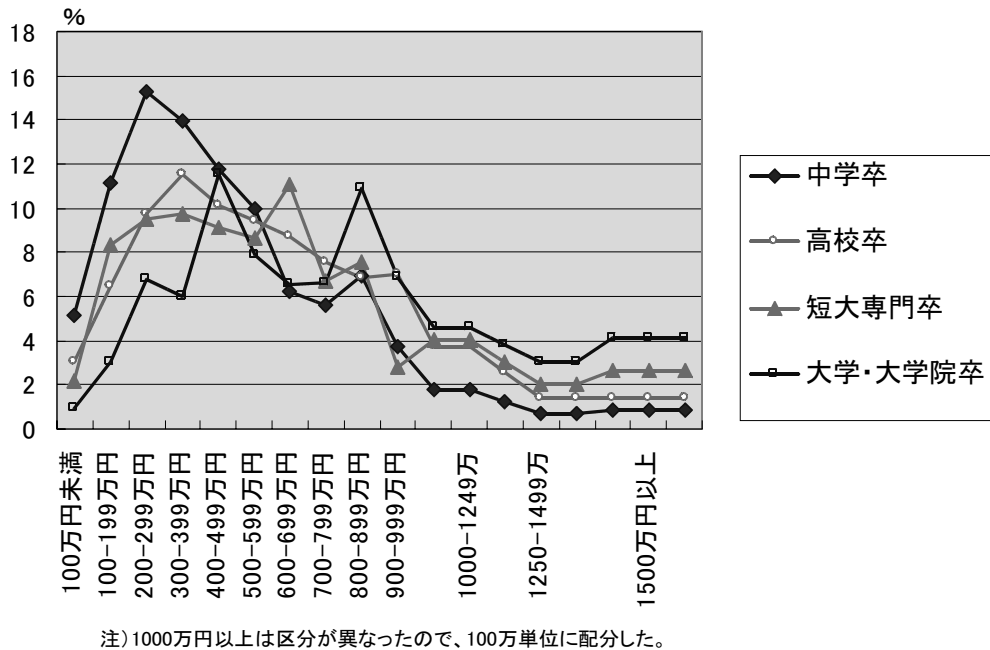


図 1-10 「狭義のニート」の子供のいる世帯の年収分布 (子供の学歴別)

資料出所：厚生労働省「労働経済白書」2006

4. 日本のこれまでの若者就業支援

(1) 日本の若者雇用対策

他の先進諸国に比べれば、我が国では、若者雇用対策自体が始まって間もない。しかし、この段階ですでに無業化問題が視野に入っている点は、迅速な対応として評価すべきだろう。ただし、それが全体として過不足ないものであるかは、十分検討する必要があるだろう。

日本での本格的な若者雇用対策は、2003年の「若者自立・挑戦プラン」からといえる。90年代を通じて若者の雇用問題の深刻化は進んだが、当時の政府の対策は部分的なものにとどまっていた。正社員求人である新卒求人が大幅に減り、多くの若者が非典型雇用吸収されていく状態は「フリーター問題」と理解され、むしろ若者の職業意識の問題と解されることが多かった。しかし、2000年ごろからには実態調査を通じて若年労働市場が大きく変わっている現実への認識が進み、若者は労働市場における「弱者」(宮本, 2002)と指摘されるようになった。

こうした背景のもとに、政府は「若者自立・挑戦プラン」をまとめるが、そこでは「若者は、チャン

スに恵まれていない。高い失業率、増加する無業者、フリーター、高い離職率など、自らの可能性を高め、それを活かす場がない」という状況認識が示されている。さらに、若年者問題の主な原因として次の3点を指摘し、この問題が若者の意識の問題で片付くものでなく、労働力需要の変化が根源的にあり、職業生活への移行を支えるシステムが対応できていない等の状況によることを指摘している。

- ① 需要不足等による求人の大幅な減少と、求人のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化により需給のミスマッチが拡大していること、
- ② 将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足する若年者が増加していること、
- ③ 社会や労働市場の複雑化に伴う職業探索期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複雑化、求められる職業能力の質的变化等の構造的変化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分対応できていないこと

また、このプランは文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の4大臣名で発表されたが、ここに象徴されるように、初めての省庁横断的な若年者雇用対策プログラムである点も特徴的である。

具体的な施策としては、非典型雇用を経由しても安定的な就業が得られるような経路の整備となる「トライアル雇用」や「日本版デュアルシステム」やなどの就業促進・能力開発策、地域レベルで個別相談に重きをおいて就業まで一貫した支援をする「ジョブカフェ」、学校在学中の就業体験を大幅に導入する「キャリア教育」の強化などが進められた。

また、若年無業者を政策対象として意識化したのは、2004年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(経済財政諮問会議, 2004)からである。無業者はフリーターに比べてキャリア形成や社会的影響がより深刻であるとの問題意識が示され、重点行政分野として「フリーター・無業者に対する働く意欲の向上等」が位置づけられ、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(2004)等にも踏襲される。

(2) 若年無業者対策としての若者自立塾・若者サポートステーション

若年無業者対策として2005年度に始まったのが「若者自立塾」である。「若者自立塾」は、「合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就職、職業訓練等へと導く」ことを目的としており(厚生労働省・キャリア形成支援室, 2005)、2005年に20箇所設置され、2007年には30箇所に増設された。3ヶ月を1サイクルとし、1施設20名程度の集団活動が想定されている。国からは1人当たり30～40万円程度定額助成があるが、宿泊費・食費などについては個人負担とされ、塾によって異なるが、10数万円から30数万円の個人負担金がある。塾終了後には、就業や訓練へ移行することが期待されている。

さらに、2006年には「地域若者サポートステーション」が設置された。この施設は、ニート等の若者の自立支援には、「基本的な能力(人間力)等の養成だけに留まらず職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要」という認識の下に、地方自治体の主導により、若者自立支援ネットワークを構築し、個別的・継続的に職業的自立支援を行うことを目的としている。地方自治体が、地域の若者支援機関のネットワークの構築・維持管理を行い、支援の必要な若者を把握する。国は、キャリア・コンサルタント及び臨床心理士等を同ステーションに配置し、心理カウンセリングを含めた相談事業や職業意識啓発事業を行う（厚生労働省キャリア形成支援室、2006）。2006年に25箇所設置され、2007年には50箇所に増設された。

以下では、先ごろ行われたこれらの支援機関とその利用者を対象にした実態調査^{*6}の結果（社会経済生産性本部、2007）から、どのような若者がどのような支援を利用し、どのような効果を得ているか、その実態を検討する。

まず、「地域若者サポートステーション」などの支援機関を利用している本人へのアンケート調査によると、出身家庭の経済状態は、「ふつう」が47.1%と多く、「苦しい」や「余裕がある」も少なからずいた。本人の相対的な印象ではあるが、多様な経済背景の者がいるとうかがわれる。学歴については、半数弱が、大学短大等に進学しており、同世代より特に低いとはいえないが、学校中退者は3割を超える。就業経験については、「連続一か月以上就労した経験」のある者が79.0%を占めた。

これらの支援機関利用者の特徴を、先の統計分析結果と比べると、支援機関利用者のほうが学歴は相対的に高く、家計水準も高い者が多く含まれているようである。また、就労経験がある者も多い。統計で把握されるニート層には、定義からして、当然、病気や怪我などの理由で就業していない者も含まれるので、支援機関利用者のほうが就業する条件が整った者だということかもしれない。しかし、より学歴が低く、家計水準が低い層に、まだ支援機関に登場していない潜在的な対象者がいることを想定すべきだろう。

さて、この調査では、ニート状態の者の生活経験や苦手意識について詳しく聞いているが、特徴的な結果としては、「学校でいじめられた」「ひきこもり」「精神科又は心療内科での治療を受けた」「自分から会社を辞めた」という経験がある者が、それぞれ半数前後いたことである。また、学校在学中に1ヶ月以上の長期欠席をした者も高校で16.6%、大学・短大で25.8%おり、さらに、全体の37.1%が不登校を経験していた。

*6 調査は、次の3つからなる。①若者自立塾、地域若者サポートステーションといった支援機関を訪れ、支援を受けている又は支援を受けようとしている若者の現状や実態のアンケート調査（2007年1月実施、支援機関利用者調査418名、若者自立塾被支援者調査409名）、②ニート状態から脱した若者に対する専門家によるヒアリング調査（脱ニート者ヒアリング：被調査者28名）、③支援施設側の支援に対する考え方や方法及びその効果などのアンケート調査（支援機関調査 若者自立塾25所、地域若者サポートステーション25所）。

一般的に就労に必要なと思われる基礎的スキルのなかでは「人に話すのが不得意」が 64.4 %と多く、また、就労に必要な生活行動で苦手意識が強いのは、「面接に通る」(75.1 %)、「面接で質問に答える」(64.8 %)、「職場で友達をつくる」(64.6 %)、「上司から信頼される」(64.1 %)といった項目であった。

ここに見られる特徴は、対面コミュニケーションへの苦手意識だろう。コミュニケーションの苦手意識が不登校、いじめ、ひきこもり、職場の人間関係のトラブルといったネガティブな体験につながり、苦手意識がさらに増幅されて就労が困難な状況に追い込まれたことが考えられる。

支援機関の調査からは、共通してとられている支援の方法が明らかになった。各機関が重視しているのは、個々の若者の状況を把握し、それに合わせたプログラムを提案することであるが、「若者自立塾」でのニート状態を脱するのに効果的なプロセスとして共通して見られたのは次の6つであった。①個々の状態を見立てた上での対応(表情・所作等非言語的な部分にも注意し、発達障害等の可能性にも注意する)、②本人の状況に合わせた小さなステップを登る支援による自己評価の向上(「職場適応能力」の向上のための小さなステップ、無理しすぎて挫折しないよう配慮)、③規則正しい生活習慣や仕事を継続するための基礎体力の確保(昼夜逆転などから規則正しい生活へ、仕事をするための基礎体力育成)、④コミュニケーションの苦手意識への対応(人間関係そのものトレーニングだけではなく、その前提となる声出し、話し方といったトレーニングも実施)、⑤就労体験を通じた社会への手応えの付与(通常の就業環境が脱ニート段階では極めて高いハードルになっていることを踏まえた就労先との相互理解が必要)、⑥訓練修了後や就職後のアフターケア。

このほか、多くの機関では、ニート状態の若者及びその家族の孤立状態を緩和するために居場所作りや、家族会の編成など人間関係を豊富にする試みが行われていた。

一方、「若者自立塾」で支援を受けた者への調査からは、その 43.5 %が訓練期間内の就労を達成していることが明らかになった。しかし、その多くは月収 10 万円程度のアルバイトであり、この状態では経済的に自立しているとは言いにくい。この面からも、修了者に対しても引き続きの支援が必要だと思われる。

これらの自立支援の今後の課題は、次の3点であると思われる。まず、まだ支援機関を利用していない者へのアプローチを図ることである。統計的に把握されるニート層にくらべて、現在の支援機関利用者は格段に少ない。この背景には、まず、提供されているサービスが限られていることがある。特に若者自立塾は合宿型であるだけに数十万円の個人負担があり、利用できる者が限られている。安価でも効果の在る通所型のプログラム開発などが望まれる。また、マスコミで取り上げられることが最も有効な周知方法になっているが、学校を通じての中退者への接触などシステムとして設計されなければならないことがされていない。他の国における自立支援施策に見られるように、学校在学中の早い段階からの包括的な支援が有効だと思われる。当面の課題として、「地域若者サポートステーション」が学校と深い連携を作り上げることを期待する。

第2には、若者自立支援を担う支援者の養成である。「若者自立塾」における支援の実態から有効な

支援モデルが抽出されたが、ここで圧縮して紹介したモデルをみても理解できるように、支援者に求められるサービスの質は非常に高い。対象者の状態への注意や配慮、そして発達的問題や精神的問題への知識や理解が求められる。他の国の例を見ても、こうした若者の自立支援者には高い専門性が求められている。支援者に必要な専門性を明らかにし、その養成、能力向上プログラムの開発が望まれる（労働政策研究・研修機構，2007、内閣府政策統括官，2007）。

第3は、対面コミュニケーションへの苦手意識を持つ若者の増加にどう対応するかである。家庭教育、学校教育の中での体験重視の教育や自己肯定観を育てる対応が重要なかもしれない。あるいは、より具体性のある実学志向の教育が有効なのかも知れない。産業社会のほうがコミュニケーション能力を重視する傾向を強めているからなのかもしれない。日本社会における孤立化の進行といったもっと深いところでの変化が背景にあるという指摘もある。いずれにせよ特定の若者だけの問題としてでなく、次の世代全体の問題として考えなければならない課題だろう。

5. イギリスの若者支援政策との比較から見える問題

(1) イギリスの若者支援策

我が国に比べて長い若者就業支援の歴史を持つイギリスでの政策展開をみると、雇用政策である「若年者向けニューディール政策」と教育政策・福祉政策の側面をも持つコネクションズ **Connexions** 政策が現在の若者支援策の根幹を成すと思われる。

まず、「若年者向けニューディール政策」は、6ヶ月以上失業しており、求職者給付を受けている18歳から24歳までのすべての若者を対象にした雇用政策であり、すでに1998年から実施され一定の評価を受けている。対象者たちには、パーソナルアドバイザーがつき、まず、綿密な相談のもとに個々にプログラムが作成され、集中的に求職支援を受ける。この段階で就業できない時には、①助成金付きの雇用、②ボランティアセクターでの就労、③公的環境保護事業での就労、④フルタイムの教育や訓練、⑤自営業をはじめ、のいずれかに参加することが義務となる。このプログラムに参加しなければ、求職者給付は減額されるか、停止される。

この政策は若年失業率の低下に貢献したという評価がある一方、若者支援について質的な調査研究を進めている研究者たちからは、こうした就業に対する働きかけに絞り込んだ政策は、就業に至るまでに様々な面で障害を抱えている若者に対しては、むしろ求職者給付を放棄させる方向に働き、社会とのつながりをさらに絶ってしまったとする批判がある。政府にもこうした社会との関係を絶つ若者たちへの問題意識があり、次に打ち出されたコネクションズでは、若者の視点から施策を捉えることを重視した。

コネクションズの対象は13歳から19歳までのすべての若者で、「人生のよりよいスタートを切ってもらおう」ことを目的にする。NEET対策と名打たれたものではないが、NEET問題への対応が一つの目標である。一方では教育政策としての性格も強く、義務教育修了後の能力向上をどう図るかという問題関心から、義務教育在学中のキャリア相談や情報提供を担うプログラムとなっており、職業意識を啓発

し、市民性を育成して、社会との関係を維持させ、自立した個人を育成することを目的にする。

具体的にいえば、コネクションズの主な活動は、学校における情報提供・ガイダンスと、学校を離れたあとでも若者の進路を把握し続けて適切なサービスを提供することである。地方自治体や地域で活動するNPO、雇用者、学校などの地域の機関等から構成される地域のパートナーシップが運営主体となり、キャリアカンパニーに業務委託して、相談を中心とするサービスを地域の若者に提供する。若者の個人情報追跡データベースを持ち、これによって学校を離れた後の支援が続けられ、また、異なる支援機関（学校、訓練施設、福祉施設など）間で支援を引き継ぐ。もし対象者が NEET 状態になれば、対象者の家庭訪問までして3ヶ月に1度の接触を保つ。待つ支援でなく、積極的に働きかける支援（アウトリーチ）が行われているのもコネクションズの特徴の一つである。これらはユースサービスから受け継いだ福祉政策としての側面といえよう。

(2) 日英の比較から見る日本の政策の課題

こうしたイギリスの政策と比較したとき、日本の政策にはどのような課題がみえてくるだろうか。

まず、いつ、誰を支援政策の対象とするかである。イギリスでは義務教育在学中から、全員を対象とする政策とした。こうすることで、スティグマ化や所在不明で支援から漏れることを防ぐことができるし、また、キャリア教育としても効果をあげている。

我が国では、無業の若者の支援として始まった「若者自立塾」も、若者就業支援のワンストップセンターとして着手された「ジョブカフェ」も、それぞれ単独の政策である。どちらも参加者を集めるのに苦労しているケースが少なからずあると聞かすが、新たな政策なので周知されていないという側面と、特に「若者自立塾」では参加することがスティグマとして働きかねないという危惧もあろう。

やはり教育とどうつなげるかが課題だろう。早く学校を離れる者ほど、失業しやすく、フリーターにも無業にもなりやすい。「若者自立・挑戦プラン」では、小学校からのキャリア教育も謳われているが、学校外での就業支援との連続性があるとはいえない。義務教育期間、あるいは大半の者が進学する高等学校在学中に、生徒にどこまで就業に向けての準備をさせ、その後の経路や学校外の支援につなげるようにするか、現状ではそうした全体の設計が十分されているとはいえない。学校を基軸にしたネットワークの構築が必要だろう。

とりわけ学校中退者や無業期間が長くなった若者たちには、日本社会は厳しい。それは、一方に学卒就職して安定的な職業生活にスムーズに移行する経路があり、それがメインロードとして機能してきたからである。それに乗れば、職業能力形成も進むしキャリアの見通しも得られる。しかし、それに乗りそこなったり途中で降りると、それは途中参入を阻む壁になり、排除の仕組みともなる。現状では、学卒就職以外の経路はまだ十分整備されているとはいえないが、その整備を進める一方で、学校中退者や無業期間が長くキャリアの道筋が見えない若者たちに対しては特別な配慮を持った支援が必要である。そして、それも学校在学中からの一貫した政策に位置づけられなければ、効果を十分発揮できないということだろう。

つぎに、どのような支援を提供するかである。第一には就業能力・職業能力の形成への支援があろう。先進諸国の産業ではより高い専門性を持つ労働力が必要とされ、そのために、早い段階で学校を離れた者ほど就業機会に恵まれない。イギリスで職業訓練政策が重視されてきたのはそのためだろう。しかし、我が国ではこれまで企業内育成の比重が高かっただけに、企業の外には能力獲得の機会は少ない。職業能力開発の機会をどう作るかを考えていかなければならない。日本版デュアルシステムはその一つの方法だろうが、学校教育にもその役割が期待されよう。

さらに、重要なのが就業機会そのものをどう増やすかである。昨今の景気回復下で、新規大卒の採用は増えているが、早く学校を離れた者や長期に無業であるものでは、エンプロイアビリティが十分でないことも考えられる。イギリスの「若年者向けニューディール政策」にあるような、助成金付きの雇用や途中段階としてのボランティアセクターでの就労という考え方も参考になろう。それはすでに雇用問題を越えた、社会全体の一体性を保ち、その存続を考える幅広い視野の政策である。

また、ニート状態の者では厳しい家計状況が背景に見られたが、改めて貧困と子どもの就業との関係を考える必要がある。日本においては高等教育にかかる経費を親が負担する比率が非常に高いが、高等教育卒業が就業機会を増やす大きな要因になっている事態を考えると、その経費を誰が負担すべきかを考える必要があろう。学校から職業生活への移行に、親の貧困が大きく影響するとしたら、ここにも福祉政策との連動の必要が見える。

若者が社会を構成する一人前のメンバーとなるための道筋を整え、その移行を支援することは、社会の再生産のために不可欠な機能である。移行の中核には就業への移行があり、わが国においてもその支援の必要が認知されるようになったが、それは、教育や福祉政策との連動なしには効果が限られる。社会の課題は若者が大人になることそのものの後押しであるからである。

引用・参考文献

玄田有史・曲沼美恵 『ニート フリーターでもなく失業者でもなく』 幻冬舎 2004年

堀有喜衣 「無業の若者のソーシャル・ネットワークの実態と支援の課題」 『日本労働研究雑誌』 Vol. 533 2004年

乾彰夫編著 『不安定を生きる若者たち—日英比較フリーター・ニート・失業』 大月書店 2006年

伊藤正史・三上明道 「若者の就業・自立を支援する政策の展開と今後の課題—無業者に対する対応を中心として」 『日本労働研究雑誌』 Vol.533 2004年

G.ジョーンズ・C.ウォーレス／宮本みち子・徳本登訳 『若者はなぜ大人になれないのか—家庭・国家・シティズンシップ』 新評論 1996年

経済財政諮問会議 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004』 2004年

小杉礼子・堀有喜衣 「学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング調査結果—日本におけるNEET問題の所在と対応—」 JIL ディスカッションペーパー 2003年

- 小杉礼子・堀有喜衣 「若年無業・周辺のフリーター層の現状と問題」 『社会科学研究』 第 55 卷第 2 号 2004 年
- 小杉礼子編著 『自由の代償／フリーター—現代若者の就業意識と行動』 日本労働研究機構 2002 年
- 小杉礼子 『フリーターという生き方』 勁草書房 2003 年
- 小杉礼子 「若年無業者増加の実態と背景—学校から職業生活への移行の隘路としての無業の検討」 『日本労働研究雑誌』 Vol.533 2004 年
- 小杉礼子 『フリーターとニート』 勁草書房 2005 年
- 小杉礼子 「職業生活への移行支援と福祉」 社会政策学会 2006 年
- 小杉礼子 「「ニート」支援からみた青年期課題と自立」 『現代のエスプリ』 2007 年
- 厚生労働省 『労働経済白書』 2006 年
- 厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援室 「『若者自立塾創出推進事業』の実施について」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/05/h0523-3.html> 2005 年
- 厚生労働省 職業能力開発局キャリア形成支援室 「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」 <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kobetu/dl/060602-1c.pdf>, 2006 年
- 道下裕史 『エグゼクティブ・フリーター』 ワニブックス 2001 年
- 宮本みち子 『若者が<社会的弱者>に転落する』 洋泉社 2002 年
- 宮本みち子 「社会的排除と若年無業—イギリス・スウェーデンの対応」 『日本労働研究雑誌』 Vol. 533 2004 年
- 内閣府・青少年の就労に関する研究会 『若年無業者に関する調査（中間報告）』 2005 年
- 内閣府・若者の包括的な自立支援方策に関する検討会 『若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告』 2005 年
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 『ユースアドバイザー(仮称)の研修・要請プログラムの開発に向けた調査研究報告書』 2007 年
- 日本労働研究機構編 『諸外国の若者就業支援政策の展開—イギリスとスウェーデンを中心に』 資料シリーズ No.131 2003 年
- OECD, From Initial Education to Working Life: Making transitions work, Paris: OECD 2000 年
- OECD Employment Outlook, Paris: OECD 2002 年
- 労働政策研究・研修機構 『諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に』 労働政策研究報告書 No. 1, 労働政策研究・研修機構 2004 年
- 労働政策研究・研修機構 『移行の危機にある若者の実像—無業・フリーターの若者へのインタビュー調査(中間報告)』 労働政策研究報告書 No. 6, 労働政策研究・研修機構 2004 年
- 労働政策研究・研修機構 「若者就業支援の現状と課題—イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から—」 調査研究報告書 NO.35 2005 年
- 労働政策研究・研修機構 『若年者就業支援の取り組みと方向—支援のモデルと望まれる支援者像』

2007 年

Ryan,Paul, and Christph F.Buchtemann ,“The School-to-Work Transition”, Gunther Schmid, Jacqueline O’Reilly and Klaus Schomann ed., International Handbook of Labour Market Policy and Policy Evaluation, Edward Elger, 1996 年

Ryan,Paul ,“The School-to-Work Transition; A Cross-National Perspective”, Journal of Economic Literature, Vol. XXXIX, 2001 年

社会経済生産性本部 『ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究』 2007 年

The Social Exclusion Unit“Bridging the Gap — New Opportunities for 16-18year olds not in education, employment or training”

<http://www.asylumsupport.info/publications/socialexclusionunit/thegap.pdf>, 1999 年

若者自立・挑戦戦略会議 『若者自立・挑戦プラン』 2003 年

若者自立・挑戦戦略会議 『若者の自立・挑戦のためのアクションプラン』 2004 年